

第64期

## 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(株) 旭興自動車学校

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[ 資産の部 ]	円	[ 負債の部 ]	円
流動資産	201,353,935	流動負債	65,348,346
現金及び預金	38,005,921	前受金	10,160,620
未収入金	8,015,868	預り金	2,304,834
貯蔵品	2,457,023	未払金	22,456,656
前払費用	50,589	未払費用	11,153,469
短期貸付金	150,451,704	未払法人税等	1,192,801
繰延税金資産	2,372,830	未払消費税	14,517,466
		賞与引当金	3,562,500
固定資産	166,738,179		
有形固定資産	163,688,213	[ 純資産の部 ]	
建物	88,821,763	株主資本	302,743,768
建物付属設備	29,918,482	資本金	20,000,000
構築物	7,051,831	利益剰余金	282,743,768
車輛運搬具	14,924,224	利益準備金	5,000,000
工具器具備品	3,749,146	その他利益剰余金	277,743,768
リース資産	19,104,100	別途積立金	69,000,000
少額固定資産	118,667	繰越利益剰余金	208,743,768
無形固定資産	2,881,067	(内当期純利益)	( 2,292,405 )
電話加入権	275,300		
リース資産	1,689,100		
ソフトウェア	916,667		
投資等	168,899		
投資有価証券	50,000		
繰延税金資産	118,899		
資産合計	368,092,114	負債及び純資産合計	368,092,114

(第64期)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

投資有価証券(未上場)・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

貯蔵品・・・・・・・・・・・・・・・・総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

- ① 建物・・・・・・・・定額法(平成10年4月1日以後取得分から)
- ② 建物付属・・・・・・・・定額法(平成28年4月1日以後取得分から)
- ③ 構築物・・・・・・・・定額法(平成28年4月1日以後取得分から)
- ④ 車両運搬・・・・・・・・定額法
- ⑤ 器具備品・・・・・・・・定額法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における使用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) リース資産・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

尚、リース物件の所有権が借主に移転すると認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金・・・・・・・・従業員賞与については、支給期間に対応する見積額を計上している。

4. 消費税の会計処理方法

消費税の会計処理は税抜方式による。

5. 税効果会計の適用

平成11年度より適用している。

6. 連結納税制度の適用

平成16年度より連結納税制度を適用している。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 40,000株

2. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成29年6月21日開催の株主総会において、次の通り決議している。

普通株式の配当に関する事項

無配当の決議をしている。

3. 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成30年6月21日開催予定の株主総会において、次の通り決議を行う予定である。

(イ) 配当金の総額 400,000円

(ロ) 配当の原資 第64期 利益剰余金

(ハ) 1株当たりの配当額 10円

(ニ) 基準日 平成30年3月31日

(ホ) 効力発生日 平成30年6月22日

(資産除去債務に関する注記)

当社は、親会社である旭化成株式会社及び旭化成オフィスワン株式会社(以下、両社)と「土地賃貸借契約書」を締結しており、当社所有の設備により、自動車運転教習及び講習を行っている。当社は、当該土地賃貸借契約書に基づき、契約終了時における現状回復義務を有している。

しかしながら、両社より賃借している土地で営んでいる教習業の継続及び撤退の判断については、当社の意思決定に加えて両社グループの総合的な判断も考慮して行われることから、資産除去債務の履行時期及び履行時期の範囲と蓋然性を予測することは困難である。

また、除去費用については、当該土地賃貸借契約に基づき、契約終了時の当該事業の継続及び撤退の判断の経緯を踏まえて両社と協議の上現状回復義務を履行することとなるため、当社の負担する除去費用の金額及びその発生確率を見積もることは困難である。

従って、当該資産除去債務については、決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案し最善の見積りを行っても履行時期の予測及び除去費用の負担額の見積りが困難であり、資産除去債務を合理的に見積ることができないため計上していない。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし。